

別紙 1

三好市持続可能な観光ニーズ・ポテンシャル市場調査業務仕様書

1. 業務名

三好市持続可能な観光ニーズ・ポテンシャル市場調査業務

2. 目的

持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組が世界各地で行われており、観光分野においても、国内外で、SDGs への貢献が期待されている。2020年6月、観光庁は、国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン（Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations（以下[JSTS-D]という。）を開発した。また、After コロナ期においては、より「サステナブル」な観光が重要となる。

本業務は、「第2次三好市観光基本計画」及び「第2次三好市観光基本計画実行プラン 2022」の着実な取り組みの推進に向けて、アフターコロナ等に対応するための観光施策の新たな視点を踏まえ、新しい旅行スタイルに対応した滞在型観光の促進のため、三好市の観光資源に対する認知度や興味度、サステナブルツーリズム等について調査を行うことで、今後持続可能な観光を実現するための施策展開につなげていくことを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から 2023年3月17日（金）まで

4. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (6) その他、委託者が指示する書類

5. 業務内容

本業務では、事業の目的を達成する為、以下の業務を実施する。

なお、事業実施にあたっては、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等も行うものとする。

(1) 観光ニーズ市場調査

市内観光資源に対する「認知度」及び「興味度」を調査し、それらを比較することで、観光資源の優先順位付けやプロモーションターゲットの選定に役立つデータ収集・分析を行う。

- 1 調査手法 インターネット調査
- 2 調査時期 令和5年1月頃
- 3 調査対象数 1000名以上
- 4 調査項目 三好市が指定する15項目程度

(2) 市観光戦略指針の策定

基礎調査の分析の結果を踏まえ、本市の観光ニーズ及び観光コンテンツを確認し、今後、市観光基本計画実行プランの推進に向けて、目指すべき観光振興の方向性やプロモーション戦略の策定を検討する。

- 1 「サステナブルツーリズム」に関する三好市の現状把握
- 2 (1)に基づく三好市の持続可能な観光の施策の方向性及びプロモーション戦略の提案
- 3 「サステナブルツーリズム」アセスメントレポートの作成及び報告会の実施

(3) その他の追加提案

仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

(4) その他調査 上記に加え、必要な調査があれば提案を行い、実施する。

6. 成果物

本業務の成果物として、報告書(A4版簡易製本)1部、電子媒体1部を提出すること。成果物の権利は、市の帰属とする。

7. 納入場所

三好市産業観光部まると三好観光戦略課

8. 業務実施状の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
本委託の履行に当たっては、以下に留意しながら進めること。
 - ①企画設計・分析等の業務にあたっては、統括責任者及び管理技術者等を配置し、委託業務の履行に支障のきたすことのないよう、万全の態勢で全体調整と進行管理等を行うこと。

- ②本件を担当する者については、観光資源に対する認知度や興味度、サステナブルツーリズム等調査及び同種・類似業務に従事した実績がある者を選定すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

9. その他事項

- (1) 受託者は本委託業務を行うにあたり「三好市持続可能な観光ニーズ・ポテンシャル市場調査業務の委託に係る公募型プロポーザル」において提案した内容をもとに、発注者と打合せ及び協議をしながら業務を行うこととし、委託業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置くなど適時協議に応じることが可能な体制をとること。
- (2) 受託者は、発注者と打合せ及び協議を行なった際には「打合せ記録簿」を作成し、発注者に対し打合せ及び協議内容に相違がないか確認をとること。
- (3) 受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、三好市個人情報保護条例（平成 18 年 3 月 1 日条例第 13 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。